

発議第4号

三島市議会予算決算特別委員会の設置について

三島市議会委員会条例第4条の規定により、下記の特別委員会を設置する。

記

- 1 名 称 三島市議会予算決算特別委員会
- 2 委員の定数 22人
- 3 目 的 監視機能強化を目的とした予算決算委員会の設置に向け、特別委員会において、予算決算審査を試行するため。
- 4 期 間 調査終了まで
令和6年6月27日提出

発議者 三島市議会全議員